

「戸別所得補償制度」の創設に関する意見書

現在、国において、平成22年度予算概算要求重点事項の一つとされている戸別所得補償制度のモデル対策事業は、米のみを対象としたもので本県の特色である果樹・野菜が対象外となっている。

仕組みとしては、標準的な生産費と平均販売価格との差額を全国一律単価として交付するものであるが、急傾斜地が多く、米の大規模経営が困難で生産費が高い本県にとっては不利に働くものであり、地域の実態を加味した制度にすべきである。また、米、麦、大豆など、土地利用型農業への施策を強化するあまり、農地の基盤整備や果樹・野菜の生産施設の導入など、本県にとって重要な事業予算の縮小が懸念される。

このことから、果樹・野菜の戸別所得補償制度の導入とともに、本県農業が持続的に発展できるための共同利用施設など、将来の農業基盤づくりを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（行政刷新）